

地下鐵道 <small>（但シ開鑿式ニシテ 上表部ヲ一般交通 ノ用ニ供セザルモ ノヲ除ク）</small> 建設工事	一六六	三二〇
水力發電用建設土木工事	二二四	一〇五
鐵道軌道工事	六六	三八
河川工事	二三	一六
土地整理工事	五六	三四
道路工事	四六	二二
道路鋪裝工事	一八	二〇
工作物ノ破壞工事	一	四五
建築工事	一八	二〇
鐵骨鐵筋又ハ鐵筋混凝土 造家屋建築工事	二七	三八
鐵骨家屋建築工事	二〇	三五
家屋附帶設備工事	六	一二
機械器具ノ組立又ハ据付 工事	二二	六五
橋梁工事	五二	三二
其ノ他ノ工事	三五	二九

〔参照〕

昭和六年十一月二日内務省告示第二百六十六號ハ本號  
ト同伴ナリ

總力戰研究所の創立

時局下緊急の要望に則應して其の創立を待望されて  
ゐた總力戰研究所は昭和十五年九月三十日勅令を以て  
其の官制その他の公布を見た。之を掲ぐれば以下の如  
くである。

總力戰研究所官制

（昭和十五年九月二十日  
勅令第六百四十八號）

- 第一條 總力戰研究所ハ内閣總理大臣ノ管理ニ屬シ國  
家總力戰ニ關スル基本的調査研究及官吏其ノ他ノ者  
ノ國家總力戰ニ關スル教育訓練ヲ掌ル
- 第二條 總力戰研究所ニ左ノ職員ヲ置ク
- 所長 勅任
- 所員 專任十一人 奏任内三人ヲ勅任ト  
助手 專任 五人 判任  
書記 專任 三人 判任
- 第三條 所長ハ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所務ヲ  
統理ス
- 第四條 所員ハ所長ノ命ヲ承ケ所務ヲ掌ル
- 第五條 助手ハ上司ノ指揮ヲ承ケ所務ニ從事ス
- 第六條 書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス
- 第七條 總力戰研究所ニ參與ヲ置キ所務ニ參與セシム  
參與ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及  
學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等俸給令中改正

（昭和十五年九月三十日  
勅令第六百四十九號）

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス  
第八條中「對滿事務局次長」ノ次ニ「總力戰研究所長」  
ヲ、「内閣情報部情報官」ノ次ニ「總力戰研究所員」ヲ加フ  
第十四條中「興亞院電信官」ノ次ニ「總力戰研究所員」ヲ  
加フ

別表第一表内閣ノ部中興亞院調査官ノ項ノ次ニ左ノ如  
ク加フ

總力戰研 究所長	同上
總力戰研 究所員	

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ總力戰研究所ノ  
所員ニ專任セラレタル者ノ分限規定

（昭和十五年九月三十日  
勅令第六百五十號）

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ總力戰研究所ノ所員ニ專  
任セラレタル者ハ現役トス  
前項ニ規定スル者ハ陸海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ陸  
海軍ノ在職者ニ關スル規定ヲ適用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國土計畫設定要綱の發表及地方計畫

要綱

昭和十五年八月一日政府發表の基本國策要綱中に明  
示された「日滿支を通ずる綜合國力の發展を目標とす  
る國土開發計畫の確立」に就いては爾來企畫院を中心  
として研究を重ねられてゐたが、九月二十四日「國土計  
畫設定要綱」として正式に閣議決定を見るに到つた。  
獨伊、北米、ソ聯等の列強を中心に世界各地の廣域  
ブロック化を見ようとしてゐる現下の世界情勢に則應  
し、日滿支を中心とし南洋をも含む東亞諸國を一丸と